

## 議事録

会議の名称	平成30年度 第2回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成30年10月25日 午前10時00分から午前11時50分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎4階 議会棟第1・2委員会室
出席者	丸山市長、木村教育長、森本教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員、後藤教育委員会委員、山田教育委員会委員 (事務局) 池澤副市長、飯島企画部長、古厩企画政策課長、近藤企画政策課企画政策担当主査、神保企画政策課企画政策担当主査、保谷子育て支援部長、飯島子育て支援課長、原島児童青少年課長、日下部子ども家庭支援センター長、栗田健康課長、渡部教育部長、森谷教育企画課長、和田教育企画課課長補佐、等々力学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、福田教育部主幹、宮本統括指導主事、清水教育支援課長、掛谷社会教育課長、堀教育部主幹、大橋公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 2人
議題	1 平成30年度の取組について 2 西東京市子ども条例の制定について 3 次期の教育に関する大綱について 4 その他
会議資料の名称	資料1 平成30年度 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(中間報告)(教育指導課) 資料2 子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) 資料3 こどもの発達センターひいらぎ保育園・幼稚園等施設訪問相談状況(概要)(健康課) 資料4 切れ目のない支援の充実(教育支援課) 資料5 児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課) 資料6 放課後子ども総合プランに基づく取組(児童青少年課・社会教育課) 資料7 放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組(社会教育課) 資料8 平成30年度 小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業(公民館) 資料9 図書館での幼児・児童・青少年事業(図書館) 資料10-1 西東京市子ども条例(子育て支援課) 資料10-2 子ども条例関連スケジュール【2018年度(平成30年度)・2019年度(平成31年度)】(子育て支援課) 資料11 次期西東京市教育計画(平成31～35年度)の体系(案)(教育企画課) 資料12 西東京市教育計画(平成31(2019)～平成35(2023)年度)(素案)抜粋(教育企画課) 資料13 次期の教育に関する大綱について(企画政策課)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

○発言者名：  
発言内容

<午前10時00分開会>

○市長：

ただいまから、平成30年度第2回西東京市総合教育会議を開会します。  
本日の議題は、「平成30年度の取組について」、「西東京市子ども条例の制定について」、「次期の教育に関する大綱について」、「その他」となります。

○市長：

本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：

本日の会議について、報道機関から撮影の申し出がありました。冒頭3分間の撮影について、許可することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○市長：

総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議です。

今年度第1回の会議では、今年度の教育に関する重点施策として、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」の3つを定め、それぞれの重点施策に基づく市長部局及び教育委員会の今年度の取組について、報告をさせていただきました。

本日は、今年度の取組についての中間報告と意見交換、西東京市子ども条例の制定についての報告、教育に関する大綱についての意見交換を行いたいと考えています。

#### 議題1 平成30年度の取組について

○市長：

それでは、議題1「平成30年度の取組について」に入ります。  
各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。  
まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

平成30年度 西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(中間報告) (教育指導課) <資料1>

子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2>

○市長：

「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○森本委員：

資料2について、家族・親族からの児童虐待相談が多いとのことですが、具体的にはどのようなケースが増えていますか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターは、総合相談窓口となっていることから、児童虐待だけでなく、子どもと家庭に関する様々な相談を受けています。また、関係機関からの情報提供も多く、家庭の問題に起因する不登校の相談もあります。子ども家庭支援センターが家庭に入って、課題解決に取り組むなかで、児童虐待といった問題が顕在化することもあります。

○森本委員：

子ども家庭支援センターと何らかの関係で繋がっている家庭のなかから、問題が把握され、別の支援につながるケースもあるということですね。

○日下部子ども家庭支援センター長：

委員ご指摘のとおりです。

○米森委員：

資料1について、いじめ問題に係る学習用デジタルコンテンツを新調したとのことですが、情報モラルやSNSに関するルール作りは、全ての学校で取り組んでいるのですか。

○宮本統括指導主事：

全ての学校において、ルールを定めています。また、学校には、生徒や保護者の意見を聞きながら、実態に応じて随時ルールを改定するよう指導しています。

○山田委員：

資料1の市立学校におけるいじめの認知件数について、小学校3年生が多くなっていますが、これは特定の学校の事例ですか。また、認知されたいじめは、現時点で全て解決済みと認識してよろしいですか。

○宮本統括指導主事：

小学校3年生のいじめの認知件数ですが、特定の学校ということではございません。いじめを認知した場合、各学校はいじめ対策委員会を設置し、学校としての対応方針を定め、指導や保護者への連絡を行います。いじめが止んで3ヶ月経過した時点で、教育委員会から各学校に確認をとり、いじめが止んだ状態が継続しているかを見て、解決の判断をしています。

○市長：

子ども家庭支援センターではどうですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

3ヶ月ごとに主訴の見直しをしており、虐待が主訴の場合、主訴の解決により支援が終了になることもありますが、多くは、家庭の養育能力など他の問題が新たな主訴となり、支援が継

続することが多いです。

○市長：

子ども家庭支援センターから児童相談所へ送致する、または児童相談所から子ども家庭支援センターへの逆送致の事例はありますか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

平成29年度は1件ですが、今年度は現時点で3件あります。

○後藤委員：

資料2について、児童本人からの相談が増えていますが、子どもにとっては勇気がいることであり、相談件数の増加は、市の取組の成果と考えます。学校からの相談の中には、児童本人が先生に相談したことによりで判明したケースも含まれますか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

委員ご指摘のとおりです。そのほかに、各学校でも、子どもへの聞き取りを重視していることから、先生から子どもへの声かけによって判明することもあります。

○高橋委員：

資料2にある、実務者会議と個別ケース検討会議の開催数が多く、人員体制上、職員負担は大きいと考えますが、いかがでしょうか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

直接的なケース支援は、子ども家庭支援センターだけでなく、関係機関が役割を持って要保護児童対策地域協議会として対応しています。人員体制については、国が、児童相談所にならって、相談40件につき1名という方針を示したため、各自治体とも相談体制の充実に取り組んでいるところです。本市の場合、職種については、国の示す専門員の配置など必要な支援体制が整っています。

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2>

こどもの発達センターひいらぎ保育園・幼稚園等施設訪問相談状況(概要)(健康課) <資料3>

切れ目のない支援の充実(教育支援課) <資料4>

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○森本委員：

資料3の「ひいらぎ訪問件数・対象児童数」は、保護者から、ひいらぎに相談が入った件数ですか。ひいらぎから、保護者に積極的に働きかけた件数も含むのですか。

○栗田健康課長：

保育園、幼稚園からの相談・要請により、ひいらぎが訪問した件数となっています。

○森本委員：

保育園、幼稚園によって、問題意識の強弱に差はありますか。

○栗田健康課長：

ひいらぎでは、講演会を毎年、数回実施しています。どの保育園、幼稚園からも幅広く、多くの先生方に参加いただいていることから、問題意識の強弱に差はないと考えています。

○高橋委員：

資料4にある心理アドバイザー派遣と、ひいらぎの訪問との違いは何ですか。

○清水教育支援課長：

心理アドバイザーは、市立・公設民営保育園へ派遣し、配慮が必要な園児の行動観察を行い、職員や保護者へどのような保育が適しているかをアドバイスするものです。

○栗田健康課長：

資料3は、保育園・幼稚園への訪問相談の件数ですが、ひいらぎでは、保護者から直接相談を受けることもありますし、保護者からの申し出により、保育園や幼稚園にひいらぎが訪問し、相談を受けることもあります。

○山田委員：

保育園または幼稚園に通っていない子どもは、支援から漏れる可能性があると考えますが、西東京市の保育園または幼稚園に通っていない子どもは、どのくらいですか。

○保谷子育て支援部長：

詳細なデータは持ち合わせていませんが、数年前の調査では、3歳児以上の子どもの99%以上が、保育園または幼稚園に通っている状況でした。

○米森委員：

資料3の発達障害幼児に対する早期支援事業について、発達障害のある子どもに対する支援の専門性を高めるために、どのような取組を行っていますか。

○栗田健康課長：

資料3に挙げた、ひなぎく幼稚園の事例は、公益財団法人JKAの補助金の活用により行っている事業で、ひいらぎの職員が、集団行動が苦手なお子さんを観察し、どのような接し方が適しているかを、幼稚園教諭にアドバイスしています。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

児童館・学童クラブ等の取組について(児童青少年課) <資料5>

放課後子ども総合プランに基づく取組(児童青少年課・社会教育課) <資料6>

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組(社会教育課) <資料7>

平成30年度 小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業（公民館）＜資料8＞

図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料9＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○森本委員：

資料5の児童館ランチタイムの対象者は、学童クラブ利用者でしょうか。

○原島児童青少年課長：

学童クラブ利用者に限らず、市内在住の小学生が対象となりますが、卒所した小学校4年生から6年生の子どもの利用が多くなっています。

○森本委員：

平成30年度の児童館ランチタイムの申請登録者数を見ると、小学校1年生が多くなっています。就労している保護者の増加により、ニーズが増えているということだと思しますので、色々な場所で実施できればよいと思います。

○山田委員：

児童館ランチタイムは、実施時間が正午から午後1時までとなっていますが、その後の時間も子どもたちが過ごせるように、時間を延ばすことは可能でしょうか。

○原島児童青少年課長：

児童館ランチタイムは1時間となっていますが、その後の時間も、児童館で残って過ごす子どもたちが多い状況となっています。

○森本委員：

資料7について、放課後子供教室と地域生涯学習事業の両方を実施している運営協議会から、苦勞されているなどの相談はありますか。

○堀教育部主幹：

放課後子供教室と地域生涯学習事業の両方を同一のメンバーで行っている運営協議会もあれば、異なるメンバーで実施しているところもあり、運営協議会の体制も様々です。

市では、連絡会を開催し、情報共有や各種制度周知などにより、支援を行っています。

○森本委員：

放課後子供教室において学習活動の機会を提供している運営協議会もあるので、負担にならないような方法で運営できるよう、引き続きの支援を期待します。

○市長：

ご意見ありがとうございました。

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。今後も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

## 議題2 西東京市子ども条例の制定について

○市長：

次に、議題2「西東京市子ども条例の制定について」に入ります。担当より報告をお願いいたします。

(事務局説明) (子育て支援課)

西東京市子ども条例<資料10-1>

子ども条例関連スケジュール【2018年度(平成30年度)・2019年度(平成31年度)】<資料10-2>

○市長：

事務局よりこれまでの取組の経過報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

子ども条例における言葉の定義について伺います。「子ども」の定義の中の但し書きにある「これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者」が意味するところと「育ち学ぶ施設」の定義において、「子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」としてどこまで想定されているのかという点の2点です。

○飯島子育て支援課長：

但し書きの部分につきましては、18歳を超えた高校生や外国籍のお子さんなどが想定されますが、条例規則や今後作成する逐条解説の中で記載していきます。「育ち学ぶ施設」については、学校教育法に定める幼稚園、小・中・高等学校、児童福祉法に定める保育園、児童館などが含まれますが、子ども食堂や子育て広場など、地域の市民活動については「育ち学ぶ施設」ではなく「市民」として位置づけています。

○森本委員：

相談・調査に関する専門員について、どのような職種の方がどういった役割を担うのでしょうか。

○飯島子育て支援課長：

子どもの権利擁護委員の職務を補佐するため専門員を設置します。専門員が電話、メール等で相談を受け、相談・調査を進める中で解決に至るケースが多いものと考えていますが、大きな問題、重大なケースについては、擁護委員と最善の方法について協議を進め解決に取り組んでいきます。専門員の具体的な職種については、引き続き検討していきますが、心理カウンセラーのほか教職員OB、保育園、幼稚園経験者なども想定されると思います。

○米森委員：

条例第3条第2項の児童の権利に関する条約に規定する保護者の第一義的な責任については、条約の内容についても啓発していく必要があると考えます。第8条の虐待の防止の部分では、市、育ち学ぶ施設の関係者、市民および事業者の規定がありますが保護者についての言及がないので、理由があれば教えてください。また、いじめや虐待の防止に向けて、学校等における既存の組織や取組との役割分担について、どう考えたらよいのかお聞かせください。

○飯島子育て支援課長：

子どもの相談・救済機関は、問題解決に向けて必要な機関へ繋ぐ調整役も担いますので、相談を受けた時点で、子どもにとって何が最善かを考え、子どもに了解を得ながら要保護児童対策地域協議会や学校などとの調整を進めます。また、擁護委員については、必要な助言、支援のほか権利の侵害を防ぐために意見を述べ、要請をすることができるよう規定しています。

虐待の防止における保護者の役割については、条例第3条第2項において児童の権利に関する条約に規定する第一義的な責任を負うことについて言及しているため、第8条では触れていません。

○山田委員：

条例全体を通して「努める」、「努めなければならない」といった表現が多く、市としての強い意志が伝わらない印象を受けます。

○飯島子育て支援課長：

努力義務ではありますが、市の役割や責任の部分については強い表現、市民については、地域において保護者と一緒に子どもの育ちを支えていくといった理念で位置付けているため強い表現は使用しないなど、強弱を付けて使い分けをしています。

○山田委員：

市が条例を制定して子どもたちの権利を守るという姿勢が明確に伝わるよう、もう少し強く表現してもよい部分があったのではないかと思います。また、言葉の定義について、もう少し丁寧な説明が必要と考えます。

○飯島子育て支援課長：

今後、逐条解説も作成しますので、改めて説明させていただきたいと思います。

○森本委員：

子ども条例の周知について伺います。市内の子どもたちにはパンフレットや副読本の作成・配布が予定されていますが、本条例については、広く市民に周知していく必要があると思います。市報10月15日号に条例制定の記事が掲載されましたが、枠も小さく、残念に感じています。

○飯島子育て支援課長：

市報10月15日号については、第一弾として条例制定について情報提供を行ったもので、特集記事の掲載については現在調整を行っているところです。

○後藤委員：

本条例は、子どもの育ちを支える重要な条例であると考えます。権利擁護委員の役割についても期待されると思いますが、教職員に対する研修など、学校との連携、協力についてはどのように考えていますか。

○飯島子育て支援課長：

いじめや虐待に関して、学校との連携や協力が重要であるのと同時に、教職員からの権利侵害といった相談ケースも想定されますので、まずは、教職員向けの研修会を実施し、理解を深めていくことが重要と考えています。



○高橋委員：

相談・調査に関する専門員の配置と事務局の体制について伺います。また、相談体制の整備と合わせて、子どもたちが自らSOSを発信する力を身につける取組について、どのように考えているのかを伺います。

○飯島子育て支援課長：

相談・調査専門員の人数・組織は調整中です。相談室として事務職の配置も想定していますが詳細は固まっていません。子どもたちの力を養う取組については、副読本を活用した研修のほか、権利擁護委員や専門員が学校へ出向き、顔の見える関係づくりに取り組むことも必要と考えています。

### 議題3 次期の教育に関する大綱について

○市長：

次に、議題3「次期の教育に関する大綱について」に入ります。担当より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

次期西東京市教育計画（平成31～35年度）の体系（案）（教育企画課）＜資料11＞  
西東京市教育計画（平成31（2019）～平成35（2023）年度）（素案）抜粋（教育企画課）  
＜資料12＞  
次期の教育に関する大綱について（企画政策課）＜資料13＞

○市長：

事務局より次期教育計画及び次期の教育に関する大綱について説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

(意見等なし)

○市長：

それでは、次回の会議においては教育に関する大綱の決定と合わせて、重点施策についても検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 議題4 その他

○市長：

最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

これもちまして平成30年度第2回西東京市総合教育会議を閉会します。  
ありがとうございました。

<午前11時50分閉会>